

## 第8回 相生市自治基本条例市民検討会議の進め方

### ・ 検討・協議

#### 【情報共有】 【参画と協働】・・・全体協議

- ◎前回、各委員個人のこれまでの経験に基づいた、「情報共有」及び「参画と協働」についての意見の提示を行った。
- ◎前回の委員の提示した意見のをグループ分け及びアドバイザーの意見を事務局でまとめたものを、再度、確認する。
- ◎確認した上で、条例に規定する考え方、項目、言葉などの意見提示を行う

(参考) 前回資料の論点

#### 「情報共有、情報公開」

論点：執行機関と議会は市民に対して、その活動について説明する義務を負っている。加えて、執行機関や議会だけでなく、市民や市民活動団体が保有する情報の共有についても考えていく必要がある。

そのためには、制度や手続の整備とともに、情報の管理方法や活用、提供方法（表現方法）についても重要。

#### 「説明責任」

論点：執行機関と議会は市民に対して、その活動について説明する義務を負っている。また、公共の担い手という点では、市民や市民活動団体のうち、行政から税金による支援を受けた場合は、行政同様に説明責任が及ぶと解すべきか。その点から、説明責任の主体として、他自治体の条例は3パターンに分かれている。

- ①市の執行機関
- ②市の執行機関及び議会
- ③市民等

また、説明について、「説明の対象と段階」、「説明方法」なども論点である。

#### 「個人情報保護」

論点：まちづくりのための基本的な仕組みの1つが、上記の情報共有である。その前提として、個人情報の保護が十分に図られないと情報共有や情報公開が進まない。

最近の例として顕在化してきたものは、地域の安全・安心や相互扶助等をめぐって、個人情報の保護とその利用の調和をどのように図っていくのかが難しい。

そのような中で、個人情報保護について、議会、執行機関だけでなく、市民及び市民活動団体についても配慮する必要がある。

## 「参加の権利」

解説：まちづくりにおいては、市民の主体的な参加が不可欠であり、自治基本条例では、これを市民参加権として認めようとするものである。

この、まちづくりへの参加権は地方自治法には直接明示されていないものであって、条例により市民の権利として創設するものである。

## 「参加の保障・手続・形態・支援」

論点：市民参加によるまちづくりを実現するためには、参加のための制度や手続きを明確にして、参加の機会を保障することが重要である。

また、執行機関と議会は、市民の意見が政策の決定等に反映されるように、多様な参加制度・参加しやすい環境を整備する必要がある。

相生市においては、既に、市民参加条例において、「委員の公募」、「会議の公開」、「パブリックコメント」の制度について規定している。

以上を踏まえ、現段階において参加しやすいか否か、参加しにくいのであればどこが課題なのかについて。

また、まちづくりにおけるどの場面において、市民参加を求めていくのかについて、具体には「重要な政策の立案」、「実施」、「評価」の各段階で必要性を議論していく。